

公益財団法人名古屋みなと振興財団ウェブサイト・バナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人名古屋みなと振興財団（以下、「財団」という。）の設置するウェブサイト（以下、「ウェブサイト」という。）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ウェブサイトへのバナー広告掲載は、民間企業等との連携により水族の円滑な確保、展示効果の向上等、水族館の振興のための新たな財源の確保を目的とする。

(事務の所管)

第3条 ウェブサイトのバナー広告掲載は事業部がこれを所管する。

2 事業部長は、当該広告媒体に係る広告事業の事務を主宰する。

(広告掲載の基本的な考え方)

第4条 ウェブサイトへのバナー広告掲載は、本財団の事業に支障を及ぼさず、かつ、ウェブサイトの用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 ウェブサイトに掲載するバナー広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、その広告の内容及び表現は、高い信用性及び信頼性があるものでなければならない。

(広告掲載の対象)

第5条 事業部長は、バナー広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 虚偽であるもの又は誤認させるおそれがあるもの
- (8) 責任の所在が不明確であるもの
- (9) 内容が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (12) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (13) 比較広告
- (14) 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの。

2 事業部長は、バナー広告が次に掲げる業種又は事業者に係るものであるときは、当該広告が前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種又は事業者に係るもののいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) ギャンブルに係る業種又は事業者
- (5) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (6) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (7) 占い又は運勢判断に関する業種又は事業者

- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）において、連鎖販売取引と規定される業種又は事業者
- (10) 債権取立て、示談引受け等をうたったものに係る業種又は事業者
- (11) 法令等に基づく許可等を受けることなく業を行っている事業者
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中の事業者
- (13) 法令等に違反している事業者
- (14) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反している事業者
- (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に該当する事業者
- (17) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において同じ。）に係る事業者（暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものを含む。）
- (18) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者（広告掲載に関する定め）

第 6 条 事業部長は、ウェブサイトへのバナー広告掲載を実施しようとするときは、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

- (1) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (2) 広告掲載料又は広告掲載料に係る予定価格
- (3) 広告の募集方法及び選定方法
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項（審査）

第 7 条 広告主の審査、選定及び広告掲載内容に関する審査については、事業部長が行い、掲載の可否を判断することとする。

2 事業部長は、必要があると認めるときは、関係のある者に対し、その説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 審査に係る庶務は、事業部営業広報課において処理する。

（広告掲出の取り消し）

第 9 条 次の各号に該当する場合、掲出の取り消しをすることができる。

- (1) 所定の期日までに掲出料金が納入されないとき
 - (2) 掲出申込み内容に虚偽の記載があったとき又は承諾した広告内容と異なるとき
 - (3) 財団の承諾なく、掲出権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸したとき
 - (4) 財団が広告として適切ではないと判断したとき
- （広告掲載の取り下げ）

第 10 条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により、事業部長へ申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告主の責務）

第 11 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害することではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを本財団に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判所轄)

第12条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、財団の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この要綱に疑義があるときは、またはこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、事業部長が定める。

附則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。